

## 災害時の対応について

### 警報発令時

- ① 当日午前 6 時 30 分の時点で、北区及び北区隣接区（足立区・荒川区・板橋区・豊島区・文京区）に「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」「大雪警報」のいずれも出ていなければ、平常授業とする。（注意報では特別な対応はとらない）
  - ② 午前 6 時 30 分の時点で、①に示した警報の内、いずれかが出ていた場合、順次以下のようにする。
    - ア. 午前 8 時までに警報が解除されれば、3 時間目からの授業とする。
    - イ. 午前 8 時の時点で、いずれかの警報が出ていた場合には午前中の授業は行わない。（3 年次生で午後の授業のないものは自宅学習とする）
    - ウ. 午前 11 時の時点で警報が全て解除された場合には、5 時間目からの授業とする。
    - エ. 午前 11 時の時点でいずれかの警報が出ていた場合は、自宅学習日とする。
  - ③ 上記いずれの場合も、学校からの連絡は行わない。
  - ④ 授業開始後に警報が発令された場合は、天候の様子を見て平常よりも早い時間の下校等の適切な対応を指示する
  - ⑤ 気象情報の入手先は、インターネット、NHK、民間放送のテレビ・ラジオとする。
- ※ 荒天に限らず、交通機関の混乱など、非常時の登校は無理をせず、安全を第一に考えて判断する。
- その場合、遅刻・欠席については配慮される。